

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月四日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「歳入予算要求額明細書（第二号様式）及び歳出予算要求額明細書（第三号様式）」を「予算見積書」に改める。

第十五条第二項中「又は賃金」を削る。

第十九条第二項第二号中「写し等」を「写し」に改める。

第二十七条第一項第四号中「である法人の」の下に「破産手続廃止の決定が確定し、又は」を加え、「法人の清算が終了した者」を「当該法人」に改める。

第三十一条第一号中「及び職員手当等」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「歳入戻出金」の下に「並びに還付加算金」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十八条中「三日前」を「七日前」に改める。

第四十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十条第一項中「第六十五條の五」を「第六十五條の四」に改める。

第八十三条中「契約書案」を「契約内容の案」に改め、同条ただし書中「場合は」を「場合には」に改める。

第八十七条第一項第十五号を次のように改める。

十五 契約不適合責任

第八十九条第一項第一号中「契約者の責めに帰する理由により」を「契約者が」に改める。

第一百三十三条中「当該各号に定めるところにより、」を「速やかに」に改め、同条第一号中「毎日分を翌営業日までに提出する。」を削り、同条第二号中「毎月分を翌月五日（休日ときは翌営業日）までに提出する。」を削る。

第二百二十四条中「物品分類換通知書」を「物品分類換届」に改める。

第二百二十五条中「物品廃棄届」を「物品処分届」に改める。

第二百三十条本文中「記名押印し」を「記名し」に改め、同条ただし書中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第三百三十三条中「とり、又」を「執り、又」に、「とつた」を「執つた」に改め、「書面により」を削る。

第三百三十五条の見出し中「繰上手續」を「繰上げ手續」に改め、同条第二項中「前項前段」を「前項」に、「とつた」を「執つた」に改める。

第三百三十七条第二項中「中断する」を「更新する」に改める。

第四百四十一条中「場合は」を「ときは」に改める。

第四百四十二条中「とつた」を「執つた」に改める。

第五百十二条第一項第一号中「出納員」を「出納員、」に改める。

別記の第一条第一項を次のように改める。

競争入札には、次の各号のいずれかに該当する者は、参加することができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

別記の第一条第二項第一号中「若しくは製造を粗雑にし」を「製造その他の役務を粗雑に行い」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

別記の第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これ

に代えることができる。

- 一 政府の保証のある債券
 - 二 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - 三 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
 - 四 その他広域連合長が確実と認めた担保
- 3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
- 一 国債及び地方債 政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件（明治四十一年勅令第二百八十七号）の規定及びその例による金額
 - 二 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の八割に相当する金額
 - 三 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
 - 四 その他広域連合長が確実と認めた担保 別に定める額
- 別記の第四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 別記の第四条中第六項の次に次の一項を加える。
- 7 入札は、公告又は通知書によりあらかじめ指定された場合を除き、郵便によって行うことができない。
- 別記の第八条第一号中「に参加する資格」を「の参加資格」に改め、同条第二号から第五号までを次のように改める。
- 二 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
 - 三 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
 - 四 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

五 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるものした入札

別記の第八条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。
別記の

第十条第二項中「納付は」の下に「国際又は地方債のほか」を加え、「の提供をもって」を「を担保として提供させる」とによってこれに「に改める。

「前任者

第一号様式中「添付したので並印する」を「添付しました」に

④
④
を

「前任者

に改める。

後任者

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

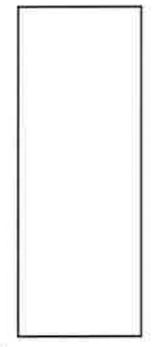
第二号様式及び第三号様式 削除

第十二号様式中「並印」を「併用」に改める。

第十四号様式中

受領印	精算確認印
-----	-------

を



に改める。

第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十六号様式中「氏名

④」を

「氏名」に改める。

第二十七号様式中「氏名」を「氏名

」に改

める。

第二十四号様式及び第二十五号様式中「氏名

④」を

「氏名」に改める。

第四十二号様式中

「起案者 年月日 起案者 年月日 起案者 年月日

」を

「起案者 年月日 起案者 年月日」に改める。

第四十二号様式中

「起案者 年月日 起案者 年月日 起案者 年月日

」を

「起案者 年月日 起案者 年月日」に

借受人 住所	年月日	借受人 住所	年月日	借受人 住所	年月日
-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----

を

借受人 住所 氏名 ㊟	年月日	借受人 住所 氏名 ㊟	年月日	借受人 住所 氏名 ㊟	年月日
----------------------	-----	----------------------	-----	----------------------	-----

に始める。

様印十四印様印印「物品分類替通知書」印「物品分類換届」印

上記のとおり分類換をしたので通知します。
 会計管理者 様
 総務課長
 印

を

上記のとおり届け出ます。
 会計管理者 様
 年 月 日
 総務課長

に始める。

様印十四印

様印印「物品廃棄届」印「物品処分届」印「不用の理由」印「処分の理由」印

上記のとおり廃棄してよいか伺います。
会計管理者 様

総務課長

印

を

上記のとおり届け出ます。
会計管理者 様

年 月 日

総務課長

に改める。

第五十号様式中 「住所又は名称

④」を 「住所又は名称

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式の規定による用紙は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の改正を加えて使用することができる。